平成２３年（フ）第７０３号
札幌市豊平区西岡５条２丁目８番11号
債務者　大和　良子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７２２号
札幌市豊平区平岸３条17丁目７番19号　レジデンス平岸401号
債務者　野澤　千草
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７２４号
札幌市白石区南郷通３丁目北２番５号　メゾン村井402号
債務者　松山　　徹
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７６１号
札幌市西区福井５丁目18番34号　スカイ５―202号
債務者　畑中　雅子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７７８号
札幌市中央区南23条西９丁目３番13号　23条マンション11号
債務者　米原　豪人
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８０６号
札幌市北区篠路７条６丁目４番６号　メゾンベール篠路101号
債務者　山城　　優（旧姓神内）
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８１７号
札幌市豊平区中の島１条14丁目１番１―202号
債務者　佐藤　真理（旧姓清野）
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８６２号
北海道千歳市住吉４丁目12番21号
債務者　岡田　秀人
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８６４号
札幌市西区山の手２条４丁目３番３号　エナージ山の手302号
債務者　近江　澄子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８７９号
北海道千歳市富丘３丁目24番75―307号
債務者　濱田ミサ子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９３３号
札幌市清田区清田２条１丁目２番10号　サンハイツ102号
債務者　中川　征悦
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９６２号
札幌市東区北27条東20丁目３番23号　原マンションⅡ103号
債務者　齊藤　律子（旧姓引地・荒川）
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９号
北海道檜山郡江差町字南が丘７番地の223
債務者　久末　望美
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２３年（フ）第１１号
北海道網走市潮見10丁目10番14号
債務者　笹森　朋美
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２３年（フ）第１５７号
埼玉県行田市長野２丁目12番16号
債務者　伊藤　　隆
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４９号
岐阜県中津川市中津川869番地の２　ハイツ木曽路201号室
債務者　半坂　陽子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第５２号
岐阜県瑞浪市土岐町7899番地の１
債務者　屋台南小田M&Mこと　森竹　道夫
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
岐阜地方裁判所多治見支部